

倉吉市告示第153号

令和6年度において市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号。以下「規則」という。）第103条第4項（規則第117条において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和5年11月30日

倉吉市長 広田 一恭

1 入札参加資格

入札参加資格は、入札への参加を希望する建設工事の種別（別表に定めるところによる。以下「希望工種」という。）ごとに、次に掲げる要件を満たす者に対して付与する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかの規定に該当するとして、一般競争入札又は指名競争入札への参加が認められていない者でないこと。
- (3) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた法第3条第1項に規定する建設業の許可（以下「建設業許可」という。）を受けている者（以下「建設業者」という。）であること。
- (4) 別表の大区分の欄に掲げる希望工種に応じた経営事項審査（法第27条の23第1項の審査であって、経営事項審査の申請をした日の直前の決算日（以下「審査基準日」という。）が令和4年10月1日から令和5年9月30日（合併、設立等の期日を審査基準日とした経営事項審査にあつては、同年12月31日）までの間のものをいう。以下同じ。）を申請日までに受けていること。
- (5) 市税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないこと。
- (6) 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に、個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。）に未納がないこと。
- (7) 県内に本店を有する建設業者（以下「県内業者」という。）にあつては、2（1）ア（ア）jに定める労働保険料納付証明書に未納額がないこと。
- (8) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (9) 経営事項審査に係る審査基準日前1年間（希望工種が土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。）及び鋼構造物工事（同表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）の場合にあつては5年間）又は当該審査基準日から申請日までの間に希望工種（とび・土工・コンクリート工事（同表の中区分の欄に掲げる法面処理に限る。）にあつては同表の

中区分、その他の工種にあっては同表の最小区分による。)に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。ただし、次の表の左欄に掲げる希望工種について同表の右欄に掲げる要件を全て満たしている場合は、この限りでない。

希望工種	要件
土木一式工事(別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。)	(10) アに掲げる要件
鋼構造物工事(別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。)	(10) オ(イ)に掲げる要件

(10) 希望工種が次のアからシまでに掲げるもの(以下「特殊工事」という。)の場合にあっては、それぞれに定める要件を全て満たしていること。

ア 土木一式工事(別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに該当する場合で、(9)本文の要件に該当しないときに限る。)

(ア) 県内業者であること。

(イ) 次に掲げる技術者を県内の営業所(法第3条第1項に規定する営業所をいう。以下同じ。)に常に備えていること。

a 法第27条第1項の規定により実施される土木施工管理の技術検定に合格した者のうち、1級の検定に合格した者(以下「1級土木施工管理技士」という。)

b 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)別表第18に規定するコンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者

c クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)第223条又は第224条の4第2項に規定するクレーン・デリック運転士免許を有する者

d 公益社団法人プレストレストコンクリート工学会が実施するプレストレストコンクリート技士試験に合格した者

e 公益社団法人日本コンクリート工学協会が実施するコンクリート技士又はコンクリート主任技士に係る試験に合格した者

f 公益社団法人日本コンクリート工学協会が実施するコンクリート診断士試験に合格した者

イ とび・土工・コンクリート工事(別表の中区分の欄に掲げる交通安全施設に限る。)

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

ウ とび・土工・コンクリート工事(別表の中区分の欄に掲げる法面処理(同表の小区分の欄に掲げる一般を除く。))に限る。)

(ア) 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

(イ) 当該希望工種が別表の小区分の欄に掲げる法面植生工、法面保護工又はアンカー工に該当する場合にあっては、次の表の左欄に掲げる希望工種ごとに、同表の右欄に掲げる機械(自ら保有し、又はリース契約により使用するものに限る。)を営業所に常に備えていること。

希望工種	機械
法面植生工	種子吹付機(種子を法面に定着するように吹き付ける機械をいう。)又はモルタル吹付機(種子、水、肥料等の植生基盤材を法面に定着するように吹き付ける機械をいう。労働安全衛生法第44条第4項に基づく刻印番

	号（以下「刻印番号」という。）がありボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号。）第88条に基づく定期自主点検を受けているものに限る。以下同じ。）
法面保護工	a モルタル吹付機 b 計量器（種子、水、肥料等の植生基盤材の使用量を測定し、及び管理する装置をいう。） c ホッパー（材料を一時的に貯留し、必要に応じて下部の口を開いて出す漏斗装置をいう。）
アンカー工	a ロータリーパーカッション掘削機（アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械をいう。）又はドリフタ（アンカー材を地中に挿入するために孔を開ける機械のうち、ガイドセル（ドリフタを送り出す機械をいう。以下同じ。）に乗架して使用する打撃式削岩機をいう。）及びガイドセル b グラウトミキサ（アンカー材を固定するために注入する材料をかくはんする機械をいう。） c グラウトポンプ（アンカー材を固定するために注入する材料を送り出す機械をいう。）

エ 屋根工事

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

オ 鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）

（ア）（9）本文の要件に該当する場合

a 新規に鋼橋（H型鋼を主桁とするものを除く。）の架設工事を施工する場合

- （a）鋼橋の上部構造物の製作及び架設に係る工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。
- （b）鋼橋を製作するために必要な工作機械及び溶接機械を備えた工場を有していること。
- （c）鋼橋の上部構造物の製作に係る検査体制が確立していること。

b 鋼橋の補修工事又は補強工事を施工する場合

鋼橋の補修工事又は補強工事を完成し、及び引渡しを完了した実績があること。

（イ）（ア）以外の場合

a 県内業者であること。

b 次に掲げる機械を備えた工場を有すること。

- （a）天井走行クレーン（吊り下げ重量が7トン以上のものに限る。）
- （b）手動ガス切断機（J I SB6802に適合しているものに限る。）及び自動ガス切断機（切断板厚60ミリメートル以上のものに限る。）
- （c）自動溶接機（出力電流が1,000アンペア以上のものに限る。）、交流溶接機（出力電流が300アンペア以上のものに限る。）、溶接棒乾燥機（収納容量が300キログラム以上のものに限る。）及びスタッド溶接機（適用範囲が22ミリメートル以上のものに限る。）
- （d）ラジアルボール盤（ドリルを使って穴開け加工をする工作機械をいい、穴開け能力が50ミリメートル以上のものに限る。）及び携帯式磁気応用穴開け機（穴開け能力が40

ミリメートル以上のものに限る。)

- (e) 空気圧縮機（5馬力以上のものに限る。）、ジャッキ（爪付きで頭部加重が10トン以上のものに限る。）及び油圧プレス（加圧能力200トン以上のものに限る。)
- c 自ら保有し、又はリース契約により使用する次に掲げる計測機器を備えていること。
 - (a) 超音波探傷器
 - (b) 携帯式工業エックス線装置
 - (c) 塗膜厚測定器
- d 次に掲げる技術者を常に備えていること。
 - (a) 1級土木施工管理技士
 - (b) 労働安全衛生法別表第18に規定する鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者
 - (c) クレーン等安全規則第229条に規定する移動式クレーン運転士免許を有する者
 - (d) 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第48条に規定するエックス線作業主任者免許を有する者
 - (e) 一般社団法人日本溶接協会が実施する溶接管理技術者評価試験又は手溶接技能者、半自動溶接技能者若しくはすみ肉溶接技能者に係る試験に合格した者
 - (f) 一般社団法人日本非破壊検査協会が実施するJISZ2305非破壊試験技術者資格試験に合格した者

カ 舗装工事（別表の中区分の欄に掲げるアスファルトに限る。)

- (ア) 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。
- (イ) 次に掲げる技術者を県内の営業所に常に備えていること。この場合において、a及びbの技術者は、相互に兼ねることができる。
 - a 一般社団法人日本道路建設業協会が実施する1級又は2級の舗装施工管理技術者試験に合格し、かつ、舗装施工管理技術者資格者証の交付を受けている者
 - b 舗装工事の主任技術者又は監理技術者として配置できる者
- (ウ) 自ら保有し、又はリース契約により使用する次の表の左欄に掲げる種別ごとに、同表の右欄に掲げる処理能力等を有する機械を県内の営業所に備えていること。

種別	処理能力等
モータグレーダー（土及び砂利の整地に使用する機械をいう。)	ブレードの長さが3.1メートル以上のもの
アスファルトフィニッシャー（アスファルト混合物を均一に敷きならす機械をいう。以下同じ。)	施工が可能な幅が4.5メートル又は8.5メートルのもの
マカダムローラー（アスファルト混合物等の締め固めに使用する鋼製車輪形式のローラー機械をいう。以下同じ。)	両輪駆動又は全輪駆動のもので、車両の重量が10トン以上のもの
タイヤローラー（アスファルト舗設の表層部等の転圧に使用するタイヤ形式のローラー機械をいう。以下同じ。)	車両の重量が8トン以上のもの

- (エ) アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー及びタイヤローラーをそれぞれ操作できる者を県内の営業所に常に備えていること。

(オ) 県外に本店を有する建設業者（以下「県外業者」という。）にあつては、次に掲げる要件を備えていること。

a 県内の営業所に職員を10名以上常に備えていること。

b 県内にアスファルトプラント（アスファルト混合物の製造を行う施設をいう。以下同じ。）を保有し、又は県内の特定のアスファルトプラントを保有している者とアスファルト合材の供給契約を締結していること。

キ 板金工事

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

ク 塗装工事（別表の中区分の欄に掲げる一般に限る。）

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。ただし、当該職員の中に1級又は2級の塗装技能士（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の技能検定のうち、検定職種を1級又は2級の塗装とするものに合格した者をいう。）が含まれていることとし、かつ、これらの職員にあつては、県内の営業所に常に備えていること。

ケ 塗装工事（別表の中区分の欄に掲げる区画線工に限る。）

(ア) 当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

(イ) 自ら保有し、又はリース契約により使用する次に掲げる機械及び設備を営業所に常に備えていること。

a ラインマーカー車（区画線の施工機（溶解された区画線材料を一定の幅で路面に塗布する機械をいう。以下同じ。）を搭載し、自走しながら路面に塗布する機械をいう。）

b 溶解槽（区画線の材料を固形状から施工状態である液体状へ溶解する設備をいう。）

c 施工幅として15センチメートル、30センチメートル及び45センチメートルの施工ができる区画線の施工機

(ウ) 職業能力開発促進法第44条第1項の規定により実施される路面標示施工の技能検定に合格した者を県内の営業所に常に備えていること。

コ 防水工事

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

サ 内装仕上工事（別表の中区分の欄に掲げる畳工に限る。）

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。

シ 造園工事

当該希望工種に係る工事に直接従事することができる職員を常に備えていること。ただし、当該職員の中に1級又は2級の造園技能士（職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定のうち、検定職種を1級又は2級の造園とするものに合格した者をいう。）が含まれていることとし、かつ、これらの職員にあつては、県内の営業所に常に備えていること。

(11) 2(1)により提出する書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

2 申請手続

(1) 提出書類

ア 令和6年度倉吉市建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）、入札参加資格希望票（様

式第2号)及び次に掲げる書類

(ア) 県内業者

- a 1 (4) の経営事項審査に係る結果通知書の写し
- b 工事経歴書(様式第3号)(直前の経営事項審査に係る審査基準日前1年間に実績がなく、当該審査基準日から申請日までの間に工事实績がある場合又は建築一式工事(同表の中区分の欄に掲げる解体に限る。)、とび・土工・コンクリート工事(同表の中区分の欄に掲げる交通安全施設に限る。)、鋼構造物工事(同表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。)、舗装工事、塗装工事(同表の中区分の欄に掲げる区画線工に限る。)若しくは内装仕上工事(同表の中区分の欄に掲げる畳工に限る。)に係る入札への参加を希望する場合に限る。)
- c 職員調書(技術職員)(様式第4号)
- d 職員調書(その他の職員)(様式第5号)
- e 営業所一覧(様式第6号)
- f 市税に係る承諾書及び誓約書(様式第5号の2)
- g 資本関係・人的関係に関する届出書(様式第5号の3)
- h 暴力団等の排除に関する誓約書(様式第5号の4)
- i 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税(延滞金及び加算金を含む。)に未納がないことを証する納税証明書の写し(国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号書式(以下「第9号書式」という。)その3の3)、個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税(延滞金及び加算金を含む。)に未納がないことを証する納税証明書の写し(第9号書式その3の2)(いずれも令和5年4月1日から申請日までの間に交付されたものに限る。)*新型コロナウイルス感染症の影響等により特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けている場合は、猶予許可通知書の写し
- j 鳥取労働局が発行する労働保険料納付証明書(令和5年10月1日以降に交付されたものに限る。)
- k 建設業許可の通知書の写し
- l 使用印鑑届(様式第5号の5)
- m 入札の参加等の権限の委任状(様式第5号の6)(年間を通じて委任する場合に限る。)

(イ) 県外業者

- a (ア) a の書類
- b (ア) b の書類
- c (ア) e の書類
- d (ア) f の書類
- e (ア) h の書類
- f (ア) i の書類
- g 国土交通省の「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」により印刷した「建設業者の詳細情報」(記載の発行日が申請日以降のもの)、建設業許可の証明書(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)の写し又は建設業許可の通知書の写し
- h 法人にあつては、商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)の写し

i (ア) l の書類

j (ア) m の書類

イ 特殊工事の入札参加資格を希望する者にあつては、アの書類に加えて、令和6年度倉吉市特殊工事入札参加資格審査用付属書類（様式第7号）及び次に掲げる書類を提出すること。

(ア) 誓約書（様式第8号）（希望工種が鋼構造物工事（補修工事及び補強工事を除く。）で、別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に該当する場合に限る。）

(イ) 職員調書（様式第9号）及び当該職員調書に記載した職員が有する資格等を証する書面の写し並びに雇用保険被保険者証又は健康保険被保険者証の本人欄の写し（技術者等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。）

(ウ) 職員写真（様式第10号）

(エ) 機械設備等調書（様式第11号）並びに当該機械設備等調書に記載した機械等の売買契約書及び固定資産台帳の写し又はリース契約書の写し（機械等の要件のある入札参加資格を希望する場合に限る。）モルタル吹付機にあつては、ボイラー及び圧力容器安全規則第88条に基づく定期自主点検表の写しを添付すること。

(オ) 機械設備等写真（様式第12号）（モルタル吹付機にあつては、刻印番号を写した写真を貼付すること。刻印番号が判別できない場合は、機械等検定規則（昭和47年労働省令第45号）第1条第1項第2号の第二種圧力容器明細書の写しを添付すること。）

ウ 申請の際に提出した書類の記載事項に変更を生じた場合は、令和6年度倉吉市建設工事入札参加資格審査申請事項変更届（様式第14号又は様式第15号）を（4）の提出先に速やかに提出すること。

(2) 提出の期間及び時間 令和5年12月1日（金）から令和6年2月29日（木）までの日（倉吉市の休日を定める条例（平成元年倉吉市条例第2号）第2条第1項に規定する市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出方法 (4)の提出先に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。この場合において、郵便又は信書便により提出するときは、書留郵便又はこれに準ずる信書便の役務によることとし、令和6年2月29日（木）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出先 〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地

鳥取県倉吉市建設部管理計画課管理調整係（電話 0858-22-8174）

3 更生会社又は再生会社の入札参加資格

令和5年10月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

4 入札参加資格の審査の結果

入札参加資格の審査の結果は、市のホームページにおいて公表する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から令和7年3月31日（月）（次の各号に定める場合にあつては、それぞれ当該各号に定める日）までとする。

- (1) 入札参加資格を付与された者（以下「有資格者」という。）が、1に掲げる要件のいずれかに該当しないことになった場合 市長が当該事実を確認した日の前日
- (2) 有資格者（市内業者を除く。）が、直前審査に係る公共工事を請け負うことのできる期間が満了する日（以下「満了日」という。）までに経営事項審査を受けなかった場合 満了日
- (3) 令和7年度及び令和8年度の建設工事の入札参加資格、その審査申請手続等が令和7年2月1日までに告示されない場合 当該告示の日から起算して60日を経過した日

別表

発注工事種別										
大区分	略号	中区分	小区分	略称	大区分	略号	中区分	小区分	略称	
土木一式工事	(土)	一般	—	土木一般	舗装工事	(ほ)	一般	—	舗装一般	
		プラスチック・コンクリート	—	P C			アスファルト	—	アスファルト	
建築一式工事	(建)	一般	—	建築一般	しゅんせつ工事	(し)	—	—	しゅんせつ工事	
		解体	—	建築解体	板金工事	(板)	—	—	板金工事	
大工工事	(大)	—	—	大工工事	ガラス工事	(ガ)	—	—	ガラス工事	
左官工事	(左)	—	—	左官工事	塗装工事	(塗)	一般	—	塗装一般	
とび・土工・コンクリート工事	(と)	一般	—	とび等一般			区画線工	—	—	区画線工
		交通安全施設	—	交通安全施設	防水工事	(防)	—	—	防水工事	
		法面処理	一般	—	法面一般	内装仕上工事	(内)	一般	—	内装一般
			法面植生工	—	法面植生工			畳工	—	—
			法面保護工	—	法面保護工	機械器具設置工事	(機)	—	—	機械器具設置工事
			落石防止網工	—	落石防止網工	熱絶縁工事	(絶)	—	—	熱絶縁工事
アンカー工	—	アンカー工	電気通信工事	(通)	—	—	電気通信工事			
石工事	(石)	—	—	石工事	造園工事	(園)	—	—	造園工事	
屋根工事	(屋)	—	—	屋根工事	さく井工事	(井)	—	—	さく井工事	
電気工事	(電)	—	—	電気工事	建具工事	(具)	—	—	建具工事	
管工事	(管)	—	—	管工事	水道施設工事	(水)	—	—	水道施設工事	
タイル・れんが・ブロック工事	(タ)	—	—	タイル等工事	消防施設工事	(消)	—	—	消防施設工事	
鋼構造物工事	(鋼)	一般	—	鋼構造物一般	清掃施設工事	(清)	—	—	清掃施設工事	
		鋼橋	—	鋼橋	解体工事	(解)	—	—	解体工事	
鉄筋工事	(筋)	—	—	鉄筋工事						

注意事項

- 1 工事の種別は、大区分（建設業法に基づく建設工事の種類に対応）—中区分—小区分から構成されているが、入札参加資格の認定は、各大区分中の最小の区分において行う。
（例 土木一般工事（プラスチック・コンクリート）、とび・土工・コンクリート工事（法面処理（アンカー工））、水道施設工事）
- 2 土木一般に係る工事は、ダム、橋、防波堤等大規模な土木構造物に係る解体工事及びこれらに類似する工事を含む。
- 3 建築解体に係る工事は、1棟が3階建て以上又は1棟の延べ床面積が300平方メートルを超えるものの解体に係る工事及びこれらに類似する工事とする。
- 4 解体工事に係る工事は土木工作物や建築物を解体する工事で、上記2及び3のいずれにも該当しない工事とする。